

## 2 東京工業大学大学院学習規程

平成16年4月1日  
規程第12号

改正 平17程1, 平17程10, 平18程2, 平18程9, 平19程4, 平19程12  
平21程2, 平23程15, 平24程2, 平25程2

### (趣旨)

第1条 東京工業大学大学院（以下「大学院」という。）の理工学研究科、生命理工学研究科、総合理工学研究科、情報理工学研究科、社会理工学研究科及びイノベーションマネジメント研究科における学習については、東京工業大学大学院学則（平成23年学則第4号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程による。

### (指導教員)

第2条 学生が大学院において教育を受けるためには、その所属する専攻の教員を指導教員としなければならない。ただし、学習上必要と認められる場合には、他の専攻又は研究科の教員を指導教員に加えることができる。

2 学習上の理由により、所属する専攻長及び研究科長の許可を得て、指導教員を変更することができる。

### (授業科目及び単位数)

第3条 大学院の授業科目及び単位数は、各研究科の定めるところによる。

2 大学院の授業科目は、次の科目群及び授業科目区分に区分するものとする。

科 目 群	授業科目区分
研究科目群	講究科目 研究関連科目
専門科目群	専攻専門科目 他専門科目
大学院教養・共通科目群	大学院国際コミュニケーション科目 大学院総合科目 大学院広域科目 大学院文明科目 大学院キャリア科目 大学院創造性育成科目 大学院留学生科目

- 3 前項に規定する大学院教養・共通科目群の「大学院国際コミュニケーション科目」，「大学院総合科目」，「大学院文明科目」，「大学院キャリア科目」，「大学院創造性育成科目」及び「大学院留学生科目」は，大学院の共通授業科目とし，全研究科の承認を得て定める。また，「大学院広域科目」は，各研究科の共通授業科目とし，各研究科において定める。
- 4 前項の規定にかかわらず，各専攻は，「大学院国際コミュニケーション科目」又は「大学院キャリア科目」と同様の内容の専攻の授業科目を，大学院教養・共通科目群の専攻指定科目として区分することができる。
- 5 第2項に規定する「講究科目」の授業科目は，各専攻において各学期に必須の授業科目とし，各専攻の学生のみが履修することができるものとする。
- 6 第2項に規定する「研究関連科目」，「専攻専門科目」及び「他専門科目」の授業科目は，大学院の授業科目のうち，各専攻が指定する授業科目とする。
- 7 第2項に規定する「大学院留学生科目」の授業科目は，外国人留学生のみが履修することができるものとする。
- 8 各専攻は学習課程を定めるものとし，当該学習課程に基づき，専攻の授業科目を授業科目区分の一に分類するものとする。

(単位の計算方法及び授業期間)

- 第4条 各授業科目の単位数は，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により計算するものとする。
- 一 講義及び演習については，15時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験，実習，製図及び実技については，30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 各授業科目の授業は，15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上特別の必要があると認められる場合は，この限りでない。

(学習計画及び学習申告)

- 第5条 学生は，授業科目担当教員の承認を得て，所属する研究科及び他の研究科の授業科目並びに第3条第2項に規定する大学院教養・共通科目群の授業科目並びに学部の授業科目を履修することができる。
- 2 学生は，毎学期授業開始後所定の期間内に，当該学期における学習計画を指導教員の承認を得て，所属する研究科長に申告しなければならない。
  - 3 やむを得ない事情によって，前項に規定する申告期限後に授業科目を追加する必要が生じた場合は，指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て，所属する研究科長に，その理由を付して申告しなければならない。
  - 4 授業科目の申告の取り消しをする場合は，速やかに，指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て，所属する研究科長に届け出なければならない。

(学習申告の上限単位数)

第6条 専門職学位課程（大学院学則第4条に規定する課程をいう。以下同じ。）の学生の学習申告は、各学期22単位を上限とする。ただし、入学時において次の各号の一に該当すると見込まれる学生にあっては、各学期30単位を上限とすることができる。

- 一 大学院学則第5条第2項の規定により、標準修業年限を1年とされる者
- 二 大学院学則第36条第3項の規定により、1年在学したものとみなされる者

(授業科目の履修の認定)

第7条 授業科目の履修の認定は、当該学期末に行う試験（以下「試験」という。又は研究報告による。ただし、平常の学習活動の評価をもって試験に代えることがある。

- 2 試験又は研究報告の成績は100点満点をもって評価し、60点以上を合格とする。ただし、点数をもって評価しがたい場合は、合格又は不合格の評価をもってこれに代えることがある。
- 3 試験又は研究報告に合格した者には、所定の単位を与える。
- 4 既修得単位の取り消し及び成績の更新はできない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第8条 学生は、大学院学則第32条第1項の規定に基づき、他の大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の授業科目の履修を希望する場合は、所定の期間内に指導教員及び専攻長又は必要に応じ授業科目担当教員の承認を得て、所属する研究科長に申告しなければならない。

- 2 履修を許可された者は、授業に関する諸事項については、当該授業科目を開設する他大学大学院の指示に従うものとする。
- 3 前項の授業科目を履修し単位を修得した場合は、修士課程、博士後期課程又は専門職学位課程修了の要件の単位として認める。

(外国の大学における授業科目の履修等)

第8条の2 大学院学則第32条第2項の規定に基づき、外国の大学における授業科目の履修等を希望する場合の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 大学院学則第33条の規定に基づき単位認定を願い出た学生がある場合は、各研究科において教育上有益と認めるときは、認定することができる。

(修士論文、博士論文及びプロジェクトレポートの審査等)

第10条 修士論文（大学院学則第34条第3項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。博士論文及びプロジェクトレポートの審査等については、東京工業大学学位規程（平成16年規程第13号）及び東京工業大学修士、博士及び修士（専門職）学位審査等取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）の定めるところによる。

(修士課程における単位の修得)

第11条 大学院学則第34条に規定する修士課程修了の要件としての30単位以上の単位について、学生は、所属する専攻が定める学習課程に従い、以下のとおり修得するものとする。

- 一 18単位以上は、当該専攻の研究科目群及び専門科目群の授業科目のうちから修得するものとする。
- 二 2単位以上は、大学院教養・共通科目群の授業科目のうちから修得するものとする。ただし、当該専攻が指定する他の科目群の授業科目の単位をもってこれに代えることができる。
- 三 前2号以外の単位は、原則として、大学院の授業科目から修得するものとする。
- 四 修士課程において修得した学部の専門科目及び文明科目的授業科目の単位は、指導教員及び所属する専攻長の許可を得て、修了要件の単位数に含めることができる。

(専門職学位課程における単位の修得)

第12条 大学院学則第36条に規定する専門職学位課程の修了の要件としての40単位以上の単位について、学生は、所属する専攻が定める学習課程に従い、以下のとおり修得するものとする。

- 一 24単位以上は、当該専攻の研究科目群及び専門科目群の授業科目のうちから修得するものとする。
- 二 2単位以上は、大学院教養・共通科目群の授業科目のうちから修得するものとする。ただし、特に必要がある場合に限り指導教員及び所属する研究科長の許可を得て他の科目群の授業科目の単位をもってこれに代えることができる。
- 三 前2号以外の単位は、原則として、大学院の授業科目から修得するものとする。
- 四 専門職学位課程において修得した学部の専門科目及び文明科目的授業科目の単位は、指導教員及び所属する専攻長の許可を得て、修了要件の単位数に含めることができる。

(博士後期課程への進学)

第13条 修士課程又は専門職学位課程の学生が、博士後期課程へ進学するためには、各研究科が行う選考試験に合格していなければならない。

(講究の単位修得の特例)

第14条 大学院学則第34条第1項ただし書又は第36条第3項の規定により、修士課程又は専門職学位課程を修了しようとする者の同課程における「講究科目」の授業科目の単位修得については、第3条第5項の規定にかかわらず、当該者の修了年月の属する学期までに開講されている「講究科目」の授業科目の単位修得をもって足りるものとする。この場合において、学期の途中で当該課程を修了しようとする者については、修了年月の属する学期の前の学期までに開講されている「講究科目」の授業科目の単位修得をもって足りるものとする。

第15条 大学院学則第35条第1項ただし書又は同条第4項ただし書の規定により、博士課程を修了しようとする者の博士後期課程における「講究科目」の授業科目の単位修得については、第3条第5項の規定にかかわらず、当該者の修了年月の属する学期までに開講されている「講究科目」の授業科目の単位修得をもって足りるものとする。この場合において、学期の途中で当該課程を

修了しようとする者については、修了年月の属する学期の前の学期までに開講されている「講究科目」の授業科目の単位修得をもって足りるものとする。

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に大学院に在学する者については、改正後の東京工業大学大学院学習規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平25.1.11程2）

この規程は、平成25年1月11日から施行する。